

BORNEO FOREST NOW

マレーシアからのゲスト来日セミナー

ボルネオの森はいま 熱帯林が支えるわたしたちの暮らし

あなたにとって、森林ってなんですか。
たまの休みの癒しの場だったり、植物や動物を愛でる場所かもしれません。

一方、毎年世界では約 1,300 万 ha の森林がなくなっています。
一分間にサッカーのフィールド約 3.6 個分の面積です。
森林がなくなると、地球温暖化は進み、生物多様性が失われるといわれています。

マレーシアボルネオ島の先住民族にとってはそれだけではすみません。
森は、彼らの家であり、畑であり、文化そのものだからです。

ボルネオのサラワク州では、木材生産やパーム油（植物油脂）のための
土地への利用転換で森林が失われてきました。
森に生きてきた先住民族は、そうした資源を利用するわたしたちの
生活の裏側でその文化と尊厳を失いつつあります。

今回、25 年以上 NGO の活動家として現地の先住民族の人々とともに
戦い支えてきた環境保護団体 IDEAL 代表 Wong Meng Chuo 氏をお迎えします。
消費者であるわたしたちがいま何をすべきか、一緒に考えていきましょう。

● プログラム：

13:00 開始

- 映像上映
- 講演 1：「マレーシア・サラワク州における森林減少、
及びサラワクの先住民族の慣習地とアブラヤシ開発」
Wong Meng Chuo 氏（環境保護団体 IDEAL 代表）
- 講演 2：「サラワクの森林破壊と日本の市場の関わり」
三柴淳一氏（FoE Japan）
- 意見交換：「消費者であるわたしたちがすべきこと」
講演者＋参加者の皆さん

16:00 終了予定

● 日時：6 月 8 日（土）13 時～16 時

● 会場：JICA 地球ひろば 大会議室（東京都新宿区市谷本村町 10-5）

● 共催：メコン・ウォッチ、国際環境 NGO FoE Japan、地球・人間環境フォーラム、
サラワクキャンペーン委員会、熱帯林行動ネットワーク（JATAN）、
レインフォレスト・アクション・ネットワーク日本代表部

● 協力：市民外交センター、先住民族の 10 年市民連絡会、ナマケモノ倶楽部、
アジア太平洋資料センター（PARC）

● 本セミナーに関する お問い合わせ

一般財団法人 地球・人間環境フォーラム

TEL：03-5825-9735 FAX：03-5825-9737 E-mail：gef@gef.or.jp

マレーシア・サラワク州における 森林減少

セミナー：ボルネオの熱帯林は今
2013年6月8日(東京)

Wong Meng Choo, Institute for Development of
Alternative Living (IDEAL) マレーシア

マレーシア連邦は、マラヤ連邦(1957年独立)と旧英帝シンガポールを合わせた西マレーシアと、ボルネオ島北部のサバおよびサラワクからなる東マレーシアの合併により1963年に建国。シンガポールは1965年にマレーシア連邦から分離。



マレーシア

- マレーシアは13の州と3つの連邦直轄地からなる連邦国。11州と1連邦直轄地からなるマレーシア半島部および2州と1連邦直轄地からなる東マレーシアの2地域からなる。各州の統治は、連邦政府と州政府とで分担されている。連邦直轄地は連邦政府によって直接管理されている。

マレーシアの地図



世界最大の熱帯木材輸出地域

- サラワク州は世界の熱帯材丸太輸出の25%を占める
- 2012年のサラワク州の熱帯木材貿易額は、丸太・加工品を合わせて74億5500万リンギ(24億8600万米ドル)と堅調

6大木材財閥

- サムリン・グループ(林地・プランテーションを合わせて137万ヘクタール)
- WTKグループ(85万ヘクタール)
- タアングループ(55万7千ヘクタール)
- リンブナン・ヒジャウ・グループ
- シンヤン(Zedee)グループ

ブルーノ・マンサー基金の調査報告書

http://stop-timber-corruption.org/resources/bmf_report_sarawak_timber_tycoons.pdf

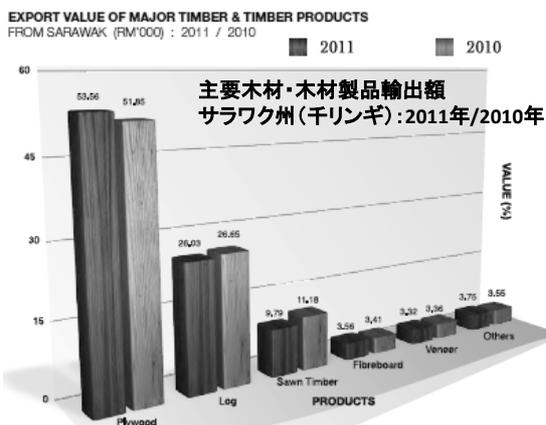
- 「サラワク州での急激な森林減少の最大の要因は、(開発計画・資源管理大臣を兼務する) アブドゥル・タイブ・マハムッド州首席大臣が伐採許可証・コンセッションに関する絶対的な決定権を持ち、自分や家族、友人、縁故関係者に割り当てていることにある。そのため、地元先住民族の土地に対する権利の主張が組織的に蔑にされてきたことも意外ではない。」

サラワク木材産業開発公社 (STIDC)

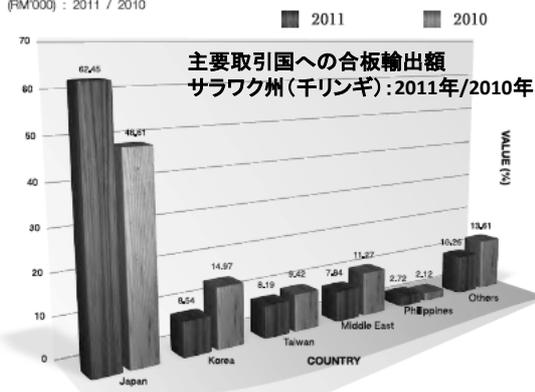
- 州の最上位の政治エリートが率いる公的機関。「サラワクの7つ目の木材産業グループ」とも呼ばれ、木材コンセッション、伐採、木材加工業などに従事している。この利益相反のため規制当局として役割(違法伐採の取締りや輸出入関税の徴収など)が果たせるかどうか疑わしい。

日本が買付額 世界一

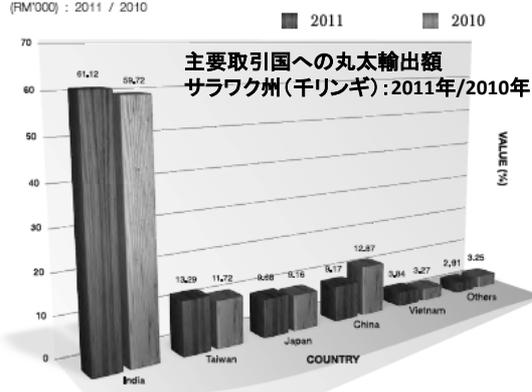
- 2012年の丸太生産量は946万立米と、2011年の961万立米より減ったが、ITTOが勧告した920万立米を上回っている
- 輸出額は、合板が52.6%と最も多く、丸太(24.15%)、製材(10/53%)と続く
- 木材輸出が最も多いのは日本(38.27%)、ついでインド(15.99%)



EXPORT VALUE OF PLYWOOD TO MAJOR DESTINATIONS (RM'000) : 2011 / 2010

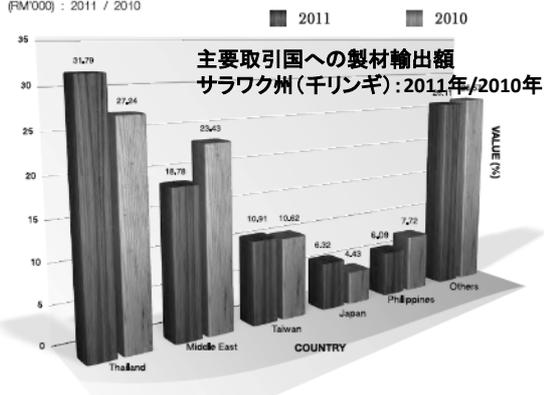


EXPORT VALUE OF LOG TO MAJOR DESTINATIONS (RM'000) : 2011 / 2010



EXPORT VALUE OF SAWN TIMBER TO MAJOR DESTINATIONS

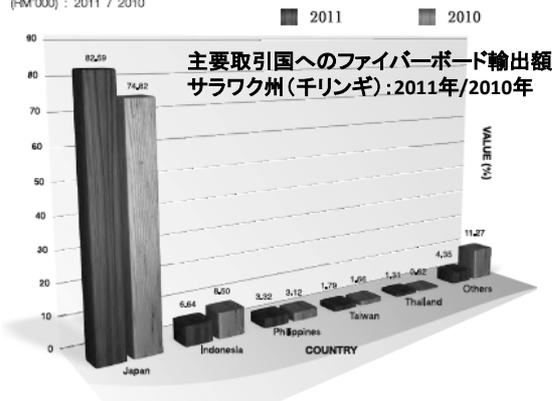
(RM'000) : 2011 / 2010



主要取引国への製材輸出額
サラワク州(千リンギ):2011年/2010年

EXPORT VALUE OF FIBREBOARD TO MAJOR DESTINATIONS

(RM'000) : 2011 / 2010



主要取引国へのファイバーボード輸出額
サラワク州(千リンギ):2011年/2010年

森林減少

- すでにサラワク州の原生林の90%は伐採によって痛んでいるが、政府の森林政策が転換される兆しはない
- マレーシア木材認証制度(MTCS)は、社会・環境NGOから信用されていない
- 欧州連合(EU)との森林法執行・ガバナンス・貿易(FLEGT)に関する自主的二国間協定(VPA)はサラワク州が参加しないため立ち往生

縁故関係に基づく開発

- サラワク州の縁故関係に基づく開発モデルは激しい環境破壊と著しい富や経済的機会の不均衡をもたらした
- プナン人など地元先住民族は、自分たちの土地に対する正当な権利のために闘い続けているに過ぎない

「森を手つかずのまま残したいのです。そうしないと、狩りに行くことができません。清潔な水がなければサゴヤシが加工できず、食べ物がなくなります。」



先住民族の森で違法な伐採



プナン人は、熱帯林を守ろうと道路封鎖を 設置したら暴力を振るわれた



武装した伐採業者が ボルネオの先住民族を脅迫



先住民族は土地の境界線を 守ろうとしてきた



プナン人平和公園宣言



集団訴訟



水力発電所 (Murum 水力発電ダム 944メガワット)



ボルネオの森は今
2013年6月8日公開セミナー（東京）
Wong Meng Chuo

サラワクの先住民族の慣習地 とアブラヤシ開発

慣習法（adat）とは？

- ダヤク民族は、信念、社会規範、慣習法、伝統慣行の体系である慣習（adat）に基づき、生活や社会の営みを統制してきた

先祖代々の領地

- Adatは先住民族の土地所有・管理にも適用される。各コミュニティには、イバン語で「*pemakai menoa*」と呼ばれる定められた領地がある。隣接する村とは *Pemakai menoa*（森林、水域、農地、他の資源を含む）の境界線が定められている。

ブルック王朝

- 英国人ブルック一族の王朝（1841年～1941年）はボルネオおよび東部列島に慣習法が存在することを認めていた
- 1875年第9政令は先住民族の土地に対する権利を制定し、認めた。1920年土地令として知られる1920年第8勅令は、慣習法に基づく土地所有権を認めた。

植民地政府による土地権の制限

- 英国植民地政権（1946年～1963年）は、慣習的な権利を制限する一連の法律を制定した。これらの法律は1958年土地法に統合された。

先住慣習権（NCR）の定義

- 土地法第5条：「先住民族の慣習的な権利（NCR）は、
- (a)原生林を伐採して土地を占有すること
 - (b)果樹を植えること
 - (c)耕作地を占有すること
 - (d)墓地や聖堂として土地を利用すること
 - (e)通行権のために土地を利用すること
 - (f)他の合法的な方法（2000年に削除）によって確立され得る。」

境界線登記簿（Boundary Books）

- 土地法は慣習法の下で保有されている、より広範囲な領地も対象に含む。英国植民地時代以前、これらの地域は、境界線登記簿（Boundary Books）や先住民族裁判所(Native Court)の判決で認定されていた。幅広い生活のニーズや将来の拡張に必要な原生林エリアを含め、全ての村と農地の境界線が定められていた。

官有地の分類

- 英国植民地政府はこうした農地以外の土地を「内陸地域」と分類し、官有地とした
- さらに1958年土地法は、1958年1月1日以降は許可なく先住慣習権を広げることが凍結する条項が盛り込まれた。よって、1958年にまだ開墾されていなかった農地に関しては、それ以降に発行された許可証を示せない限り、先住慣習権を享受できなくなった。その発行数は僅かだ。

土地法の改正

- マレーシアのサラワク州政府は、さらに土地法を改正して土地に対する先住慣習権を総面積150万ヘクタールに制限した。1994年には土地大臣に先住慣習権を抹消する権限が付与された。
- 1996年には先住慣習権を主張する側にその立証責任を課す法改正が行われた。州政府は先住慣習地で操業するための暫定的借地権（Provisional Lease）を企業に与えるようにもなった。

2011年 土地管理開発機関(LCDA)（改正）法

- 公社LCDAとプランテーション開発合併契約を締結するあらゆる当事者は「先住民」とされる。
- LCDAが「先住民の地位」を有すると宣言されたため、先住民族の土地所有者の「自由で事前の、十分な情報を得た上での合意」のないまま、広大な先住慣習地が（アブラヤシ）プランテーション合併事業のために「解禁」された。

二重経済開発政策

- 1981年以来、強権を握るサラワク州首席大臣アブドゥル・タイプ・マハムッドは、二重経済開発理論に明らかに与する大規模プランテーション農業政策論を極めて一貫して推進してきた。
- つまり、潜在的な土地開発の機会を捉えるために国内外から資本と労働力が動員されてきた。それは関連地域の政治経済に大きく依存する。

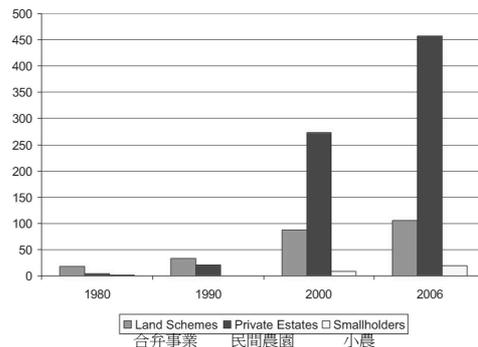
二重経済論を維持

- サラワクで二重経済論がずっと推進されているのは、サラワク州の根深い縁故主義の政治体制において、サラワク内外のプランテーション・木材産業の民間企業と政治エリートの双方のニーズに適っているからだと言える。

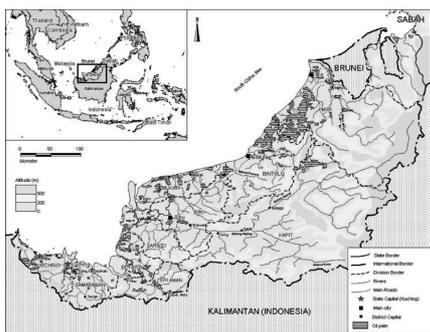
政治的縁故主義

- 「サラワクにおけるアブラヤシ農園の拡大は、様々な可能な道筋があり、それを現在の方向に推進しているのは二重経済ではなく、余剰の搾取と政治的な縁故関係作りの機会を最大化する国家権力の行使に他ならない」 (R.A. Cramb)

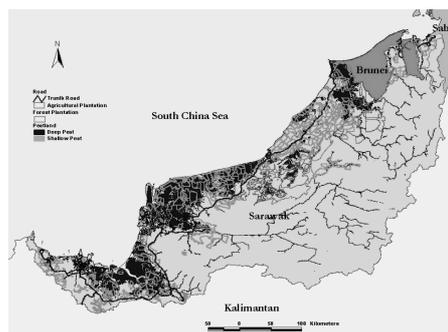
サラワク州のアブラヤシ植栽面積 (プランテーション種別別) 1980年 - 2006年 (千ha), Cramb氏



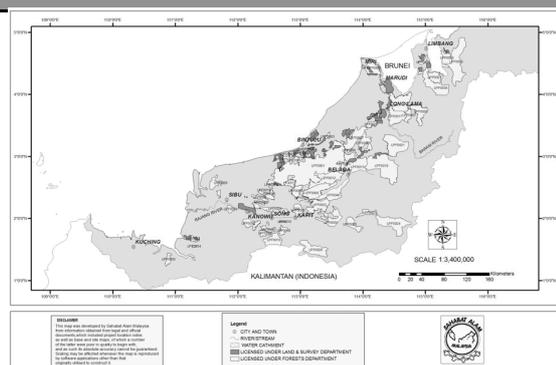
サラワクのアブラヤシの分布 (2005年)



2007年の植栽総面積は68万2千ha、現在はその二倍以上に



人工林造成に割り当てられた高地



サラワクのアブラヤシ植栽面積 (2006年10月) の種別内訳

| 項目 | 植栽面積 (ha) | 面積の% | |
|--|-----------|---------|------|
| 独立した小規模経営者 | 18,988 | 3.3 | |
| 組織化された小規模経営者 | | | |
| - SALCRA | 45,178 | 7.8 | |
| - FELCRA | 26,980 | 4.6 | |
| 小計 | | 72,158 | |
| 12.4 | | | |
| 先住慣習地での 合併事業 | 33,193 | 5.7 | |
| 官有農園 | | | |
| - Sarawak Plantation Bhd (formerly SLDB) | 24,445 | 4.2 | |
| - FELDA Bhd | 7,680 | 1.3 | |
| 小計 | | 32,125 | |
| 5.5 | | | |
| 民間農園 | | | |
| - 官民合併(LCDA) | 65,527 | 11.3 | |
| - 民間農園 | | 359,049 | 61.8 |
| 小計 | 424,576 | 73.1 | |
| Grand total | 581,040 | 100.0 | |

出典：サラワク農務局、サラワク土地開発省、土地管理開発機関、Sarawak Plantation社、R.A. Cramb氏

アブラヤシと環境問題

- 森林減少
- 生物多様性
- 持続可能性、土壌・水質汚染
- 野放図な野焼き
- 炭素排出
- 地元コミュニティの破壊

泥炭地林の伐採と干拓



何千haもの泥炭地にアブラヤシ？



野焼き許可



森林火災ホットスポット (2001～2008年)



煙霧に苛まれるコミュニティ



煙霧に覆われたシブ市中心街 (2008年)



破壊し尽くされる熱帯林の山々



植え替え前に毒で立ち枯れさせる



空からの眺め



緑だが醜い



私たちも同じ運命か？



オランウータンは伐採と密猟のために早ければ20年で絶滅すると英国WWFは警告する。過去50年で頭数は半分に減った。

私たちは、希望を持って闘い続ける!



ご清聴ありがとうございます!



ホルネオの森はいま～熱帯林を支えるわたしたちの暮らし～
(2013年6月8日、JICA地球ひろば 大会議室)

サラワクの森林破壊と 日本の市場の関わり



国際環境NGO FoE Japan
三柴淳一



熱帯林の現状

- 国連食糧農業機関FAO: 森林減少の主な原因は熱帯林の農業用地や多用途への転換
 - ✓ 過去10年で年平均1,300万ha(植林等の増分を除く)の天然林/自然林が植林や農地など他用途への転換、または自然災害等で失われた(FRA, 2010)。
- 植生や泥炭地の破壊により、大量の温室効果ガスが排出
 - ✓ 泥炭湿地からの莫大な炭素放出・インドネシアだけで年間20億トンのCO2排出(Wetland International, 2007)
 - ✓ 森林の土地利用転換などによるCO2排出量は全体の18%(スターンレビュー, 2007)

FoE Japan

ホルネオの森はいま (2013年6月8日)



サ州木材製品の輸出収入額(2010)

| 木材製品名 Product | 金額 Value (RM) | % |
|---------------------------------|---------------|-------|
| 合板/Plywood | 3,812,874 | 51.85 |
| 丸木/Logs | 1,959,865 | 26.65 |
| 製材/Sawntimber | 822,420 | 11.18 |
| 繊維板/MDF/FibreBoard | 251,050 | 3.41 |
| 単板/Veneer | 247,177 | 3.36 |
| 単板積層板/Laminated Veneered Lumber | 66,345 | 0.90 |

出所: STIDC(2011)

FoE Japan

ホルネオの森はいま (2013年6月8日)



サ州国別輸出入額(2010)

| 国名 | 金額 (RM) | % |
|-----|-----------|-------|
| 日本 | 2,392,689 | 32.53 |
| インド | 1,184,578 | 16.11 |
| 台湾 | 767,785 | 10.44 |
| 韓国 | 700,653 | 9.53 |
| 中東 | 625,862 | 8.51 |

出所: STIDC(2011)

FoE Japan

ホルネオの森はいま (2013年6月8日)



サ州製品ごと国別輸出入額(2010)

| | 第1位 | 第2位 | 第3位 |
|----------|----------|------------|-------------|
| 丸太 | インド(60%) | 中国(13%) | 日本(9%) |
| 製材 | タイ(27%) | 台湾(11%) | フィリピン(8%) |
| 合板 | 日本(48%) | 韓国(15%) | 中東(11%) |
| 繊維板(MDF) | 日本(75%) | インドネシア(9%) | 半島マレーシア(5%) |

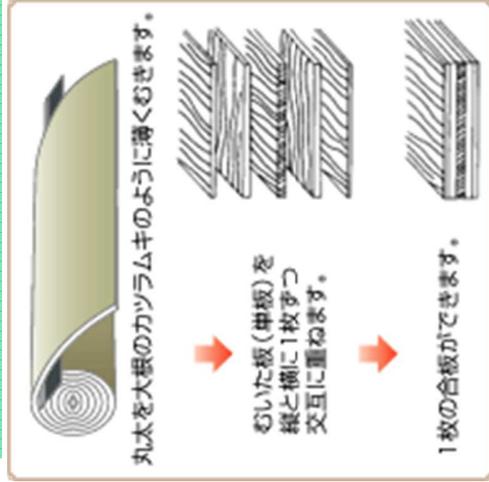
出所：STDC(2011)



ホルノオの森はいま (2013年6月8日)



合板とは？



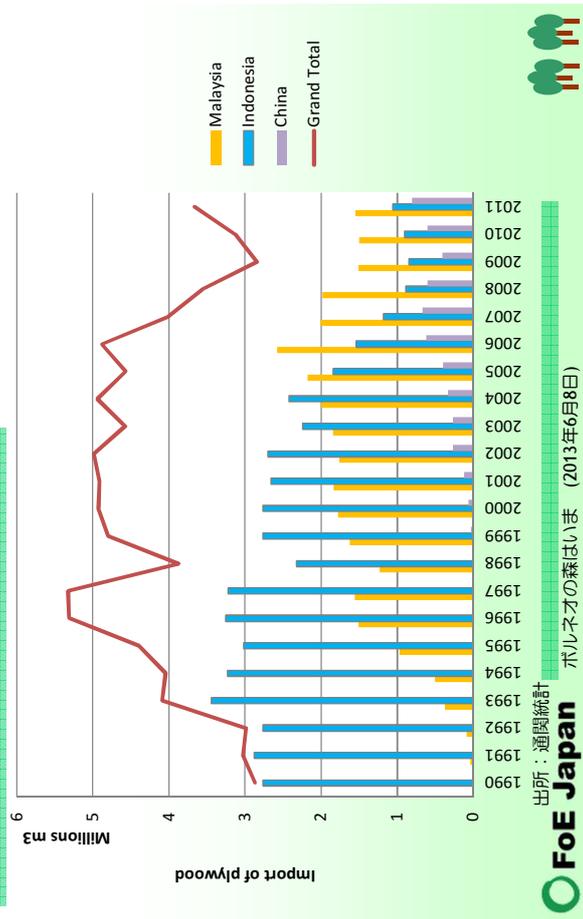
ホルノオの森はいま



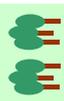
- フローリング合板
- イベント会場ブース
- その他...

ホルノオの森はいま

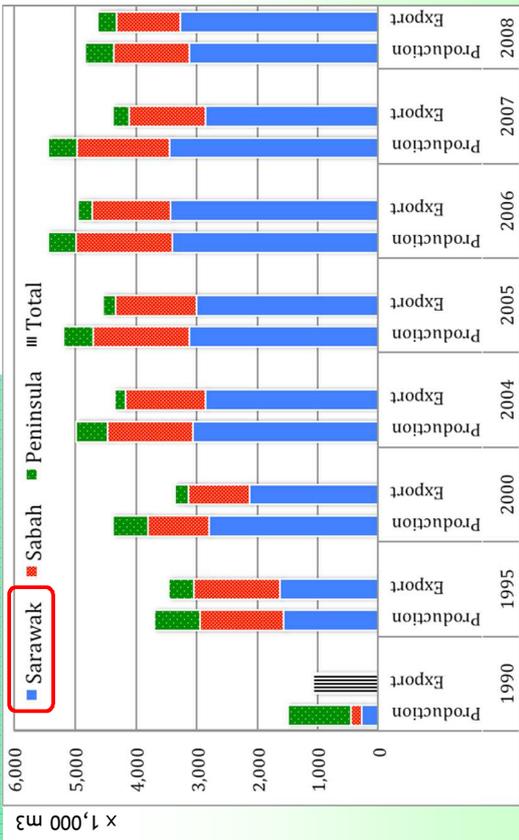
日本の合板輸入量推移1990-2011



ホルノオの森はいま (2013年6月8日)



マレーシアの合板生産量の推移



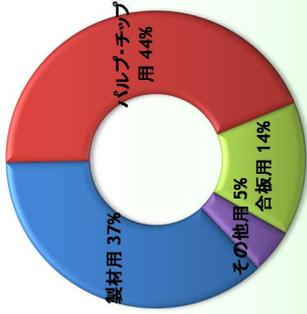
出所：FoE Apac(2013)

ホルネオの森はいま (2013年6月8日)



2007年のデータから

- 木材(用材)需要量において合板は約14%
- 合板需要内訳：構造用40%，フロア合板46%，型枠14%
- 合板総輸入量における割合：マ55%，イ33%，中8%



木材(用材)需要内訳

これらの数値から推計すると
マ輸入量の32%が型枠合板と考えられる

ホルネオの森はいま (2013年6月8日)



グリーン購入法基本方針 (2006年4月改正)

- 判断の基準(必須事項)
 1. 間伐材、林地残材又は小径木であること
 2. 1.を満たすことが困難な場合は、原料として使用される原木は、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法的な木材であること
- 配慮事項
 - 原料として使用される原木(間伐材、林地残材、小径木を除く)は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること

ホルネオの森はいま (2013年6月8日)



グリーン購入法基本方針 (2006年4月改正)

- コンクリート型枠
 - 再生材料を使用した型枠
- 製材等
 - 注記1には、以下のように記載
本項の判断の基準の対象とする「製材」「集成材」「合板」及び「単板積層材」(以下「製材等」という。)は、建築の木工事において使用されるものとする

型枠用合板は対象外

ホルネオの森はいま (2013年6月8日)



G法 - 合法木材ガイドライン

- 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン
1. 森林認証制度及びCoC認証制度を活用した証明方法
 2. 森林・林業・木材産業関係団体の認定を得る事業者が行う証明方法
 3. 個別企業等の独自の取組(注: トレーサビリティ構築など)による証明方法



ホルネオの森はいま (2013年6月8日)



合法性と持続可能性の定義

- 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(林野庁 平成18年2月)における定義は以下のとおり
- 合法性:
伐採に当たって原木の生産される国又は地域における森林に関する法令に照らし手続が適切になされたものであること
- 持続可能性:
持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること



ホルネオの森はいま (2013年6月8日)



輸入材における「合法材」

証明書あり, April 2009-March 2010

| Items | Import (A) (1,000 m ³) | Evidence received (B) (1,000 m ³) | (B) / (A) (%) |
|--------------|---------------------------------------|---|------------------|
| Logs | 2,396 | 786 | 32.8 |
| Lumber | 2,827 | 60 | 2.1 |
| Plywood | 2,052 | 1,846 | 90.0 |
| Other panels | 233 | 15 | 6.5 |
| Total | 7,508 | 2,707 | 36.1 |

出所: JUIA(2010)



ホルネオの森はいま (2013年6月8日)



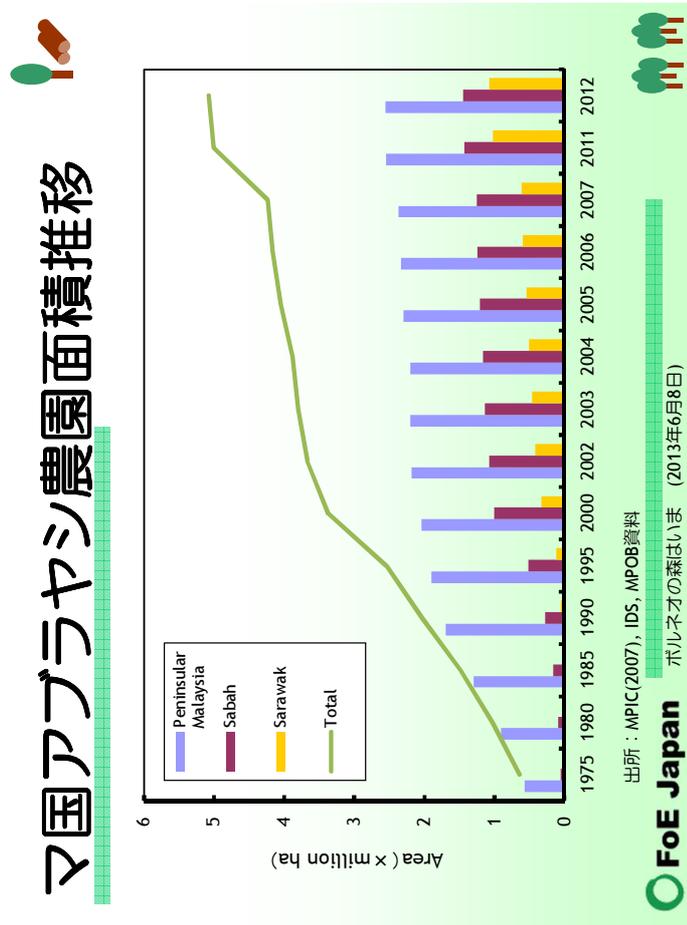
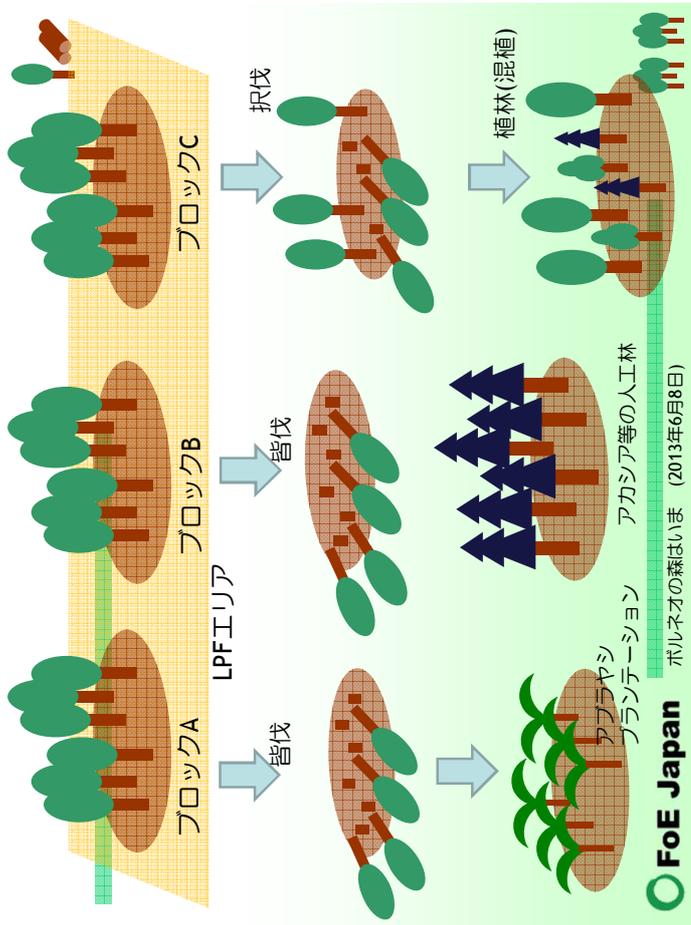
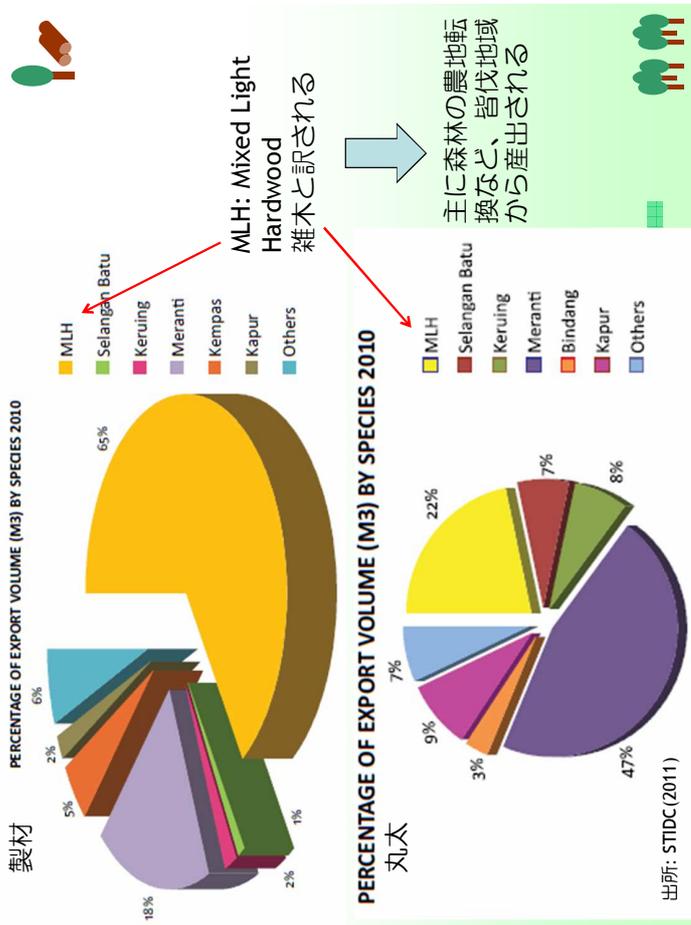
わたしたちの取組み

- 現地NGOとの協働による
～コミュニティマッピング支援
- 日本企業の関与とする植林事業の環境社会影響軽減～D社との対話
- 現地企業のグリーンウォッシュ対策



ホルネオの森はいま (2013年6月8日)





ご清聴、ありがとうございました。

www.foejapan.org
www.fairwood.jp
mishiba@foejapan.org

【お知らせ】

- 6/11、参議院議員会館で院内セミナーを開催します。
http://www.foejapan.org/forest/doc/evt_130611.html
- サラワク・オープンミーティングを7/11に開催します。是非どなたでも大歓迎です。是非ご参加ください。



末 (2013年6月8日)